

寝屋川市告示第 450 号

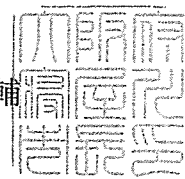
令和 8 年度及び令和 9 年度において寝屋川市（上下水道局を含む。）
が発注する建設工事の請負契約の競争入札に参加する者に必要な
資格等について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の
11 第 2 項の規定に基づき、令和 8 年度及び令和 9 年度において寝屋川市（上下水道
局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事の請負契約の一般競争入札及び指名競争
入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次の第 1 のように定
めた。

なお、建設工事の請負契約の競争入札に参加することを希望する者は、次の第 2
に定めるところにより、寝屋川市に入札参加資格審査（以下「資格審査」という。）
を申請し、第 3 第 1 項に定めるところにより入札参加資格者として登録されなけれ
ばならないこととする。

令和 7 年 9 月 8 日

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔



第 1 資格要件

寝屋川市が発注する建設工事の請負契約の競争入札に参加することができる者
は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者
- (2) 建設業の許可等を受けていない者
- (3) 経営に関する客観的事項について審査を受けていない者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者
- (5) 寝屋川市暴力団排除条例（平成 25 年寝屋川市条例第 20 号）第 2 条に規定す
る者

- (6) 次に掲げる保険（以下「社会保険」という。）に事業主として加入していない者。ただし、社会保険について適用が除外されている者を除く。
- ア 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険
 - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険
 - ウ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険
- (7) 法人税（個人にあっては申告所得税及び復興特別所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- (8) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、府税及びその附帯徴収金を滞納している者
- (9) 寝屋川市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、法人市民税（個人にあっては個人市・府民税）及び固定資産税を滞納している者

第 2 申請の手続

1 申請に必要な書類

建設工事の資格審査を受けようとする者は、次の表に掲げる書類を提出しなければならない。

なお、同様の内容と市長が認めるものについては、この限りでない。

	提出書類	複写	備考
ア	寝屋川市入札参加資格審査申請書		様式 1
イ	委任状		様式 2 権限を支社長、営業所長等に委任する場合に提出すること。
ウ	寝屋川市建設工事整理カード 業者情報入力内容		インターネットを利用した電子申請（業者登録受付システム）から印刷すること。
エ	誓約書		様式 6
オ	写真地図添付用（建設工事）		様式 12 市内業者又は準市内業者のみ提出すること。

力	総合評定値通知書(経営規模等評価結果通知書)		申請時に有効なものの(1年7か月の有効期限が切れる前のもの)であること。
キ	外字(使用不可文字)使用届		様式4 該当する場合に提出すること。
ク	(7) 寝屋川市電子入札パスワード登録申請書(建設工事用) (4) 委任状(電子入札用)		(7) 様式10 該当する場合に提出すること。 (4) 様式13 ICカードの名義人が社員等の名義の場合のみ提出すること。
ケ	受領通知用はがき		受領証明が必要な場合のみ、官製はがきに返信先を明記すること。
コ	(7) 法人の場合 商業登記簿謄本 (4) 個人の場合 住民票記載事項証明	可	
サ	印鑑証明書	可	実印を使用する場合に提出すること。
シ	納税証明書【国税】 (7) 法人の場合 「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明(その3の3) (4) 個人の場合 「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税」について未納がない証明(その3の2)	可	
ス	納税証明書【府税】 「府税」及び「その附帯徴収金」について未納がない証明	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
セ	納税証明書【市税】 (7) 法人の場合 法人市民税の直前2か年分の納税証明 (4) 個人の場合 個人市・府民税の直前2か年分の納税証明	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
ソ	納税証明書【市税】 本店・支店・営業所等に係る固定資産税の直前2か年分の納税証明又は使用権限が分かる書類の写し	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
タ	建設業許可証明書の写し		
チ	営業所一覧表		様式15

			該当する場合に提出すること。 本市様式又はこれに準じた任意の様式であること。
ツ	寝屋川市上下水道局指定給水装置工事事業者規程に基づく指定証の写し		指定工事業者の場合に提出すること。
テ	技術職員名簿	可	経営事項審査申請の技術職員名簿(20005 帳票等)又はこれに準じた任意の名簿であること。
ト	工事経歴書	可	市内業者又は準市内業者のみ提出すること。
ナ	I S O登録証の写し		取得している場合に提出すること。
ニ	プライバシーマーク認定証の写し		取得している場合に提出すること。
ヌ	社会保険加入の確認に関する資料 ㉞ 次の①～⑤のいずれか1点の写し ①保険料納付に係る「領収証書」②保険料納付に係る「社会保険料納入証明書」③加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届(提出先での受付済印)④保険料納付に係る「社会保険料納入確認書」⑤「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」 ※当該入札参加資格審査申請時直前のものを提出してください。 ㉟ 次の①及び②、又は③、④のいずれか1点の写し ①「労働保険概算・確定保険料申告書」②①により申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」③雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)④雇用保険適用事業所設置届 事業主控(提出先での受付済印) ※当該入札参加資格申請時直前のものを提出してください。 ㊱ 社会保険に関する誓約書		㉞ 様式14 経営事項審査の審査基準日に社会保険に未加入であり、その後、当該保険に加入した場合又は当該保険が適用除外となった場合のみ提出すること。

2 申請の方法

業者登録受付システムを利用して、資格審査を受けようとする者のコンピュータからインターネットを通じて申請した内容を印刷した書類を、申請に必要な書類に添付して合わせて原則郵送により申請する。

3 郵送先

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市総務部契約課（以下「契約担当課」という。）

4 受付期間

(1) 定期申請期間

令和 7 年 10 月 1 日から令和 7 年 11 月 15 日まで

(2) 臨時申請期間（令和 8 年度）

令和 8 年 4 月 15 日から令和 8 年 4 月 28 日まで（予定）

(3) 準定期申請期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 8 年 10 月 21 日まで（予定）

※上記の期間に変更があるときは、その旨を寝屋川市ホームページに掲載する。

5 申請に必要な書類の配布

寝屋川市ホームページ内契約課掲示板（http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/somu/keiyaku/keiziban/index.html）（ページ ID：410）に申請に必要な書類の様式を掲載することにより行う。

第 3 入札参加資格者

1 入札参加資格者の登録

第 2 に定めるところにより申請に必要な書類の提出があったときは、この内容について資格審査を行い、第 1 の資格要件を満たすと認められる者については、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定めるとおり取り扱う。

(1) 定期申請期間

令和 8 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(2) 臨時申請期間（令和 8 年度）

令和 8 年 6 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

(3) 準定期申請期間

令和 9 年 4 月 1 日付けで入札参加資格者として登録する。

2 結果の公表

資格審査の結果は、寝屋川市ホームページにて公表する。

3 入札参加資格の有効期間

登録された入札参加資格の有効期間は、入札参加資格の登録日から令和 10 年 3

月 31 日までとする。

第 4 変更に関する届出

1 登録事項の変更

第 3 第 1 項の規定による入札参加資格者の登録の内容（次項に規定するものを除く。）に変更が生じた場合には、当該入札参加資格者は、直ちに入札参加資格審査申請書変更届にその事実を証明する書類を添えて、契約担当課に提出しなければならない。

なお、登録事項の変更日は、契約担当課が当該届出を受け付けた日とする。

2 登録業種の変更

第 3 第 1 項の規定による入札参加資格者のうち、登録業種の変更（追加を含む。）を希望する者は、次の各号に掲げる期間内に入札参加資格申請書（登録業種）変更届にその事実を証明する書類を添えて、契約担当課に提出しなければならない。

(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 8 年 4 月 14 日まで

(2) 令和 9 年 4 月 1 日から令和 9 年 4 月 14 日まで

なお、登録業種の変更日は、第 1 号に規定する期間内に届出があった場合は令和 8 年 5 月 1 日とし、第 2 号に規定する期間内に届出があった場合は令和 9 年 5 月 1 日とする。

第 5 入札参加資格の取消し

本市で各号に該当することを確認できた場合は、事前の告知なしに資格取消しを行う場合がある。

(1) 入札参加資格審査申請又は申請に必要な書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 廃業した場合。

(3) 第 1 の各号のいずれかに該当することとなった場合。

第 6 問合せ先

寝屋川市総務部契約課

電話：072-825-2594